

茅ヶ崎市立病院での撮影に際する遵守事項

茅ヶ崎市立病院（以下「病院」という。）では、病院の診療に影響のない範囲においてドラマ・映画等の撮影支援を行っています。病院での撮影に関する依頼につきましては、下記の事項に関して遵守をお願いします。記載事項に反する行為があった場合は、即座に撮影を中止し、今後の撮影に関しても支援することが出来なくなることがあります。

1 病院の概要

- 1) 施設名称 茅ヶ崎市立病院
- 2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号
- 3) 建物情報 構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上7階 地下1階
- 4) 診療時間等 外来診療：平日 8：30～17：00
救急外来：全日 24時間
面会時間：平日 15：00～20：00
休日 13：00～20：00
消灯時間：全日 21：00

2 撮影支援に係る条件

- 1) 撮影中は病院担当者の指示に従うこと。
- 2) 使用料等の徴収はしませんが、作品中、施設協力として病院の名前をクレジット等の目立つ箇所に明記すること。
- 3) 病院という特殊な場所であることを考慮し、診療行為や患者さんの療養環境に最大限配慮するとともに、撮影中であっても、常に患者さんが優先であることをスタッフ全員が留意すること。
- 4) 患者さんやご家族等のプライバシーを尊重し、背景等であっても患者さんや面会の方、職員が映り込まないように十分に配慮すること。
- 5) 作品中、フィクションであっても、病院での撮影場面において、病院の信用を失墜するような使い方をしないこと。
- 6) 病院内物品等の移動は、病院担当者の了解を得てから行い、撮影終了後においては、速やかに原状に回復すること。
- 7) 撮影中は、施設の保全と火災、その他の事故防止に十分注意を払うこと。万が一、施設への破損、第三者とのトラブルが発生した場合、撮影責任者の責任において速やかに解決を図るとともに、実害については撮影者が全額負担すること。
- 8) 院内に立ち入るスタッフは、病院が用意する名札を、全員が常に着用すること。

- 9) 病院敷地内禁煙により施設認定を受けているため、決して敷地内で喫煙をしないこと。
- 1 0) 撮影等により発生した廃棄物は、必ず撮影者にて持ち帰ること。
- 1 1) 撮影等に際して発生した諸費用は、すべて撮影者にて負担すること。
- 1 2) 病院で撮影が行われたことについて、病院の広報活動に最大限協力すること。
- 1 3) 病院で撮影した素材の2次使用は原則禁止とする。2次使用を希望する場合は、企画書等を病院担当者まで提出すること。可否についてはそれらをもって総合的に判断する。

3 使用可能場所

病院として提供可能な場所は、以下のとおりとなる。その他の場所や時間であっても、条件等によっては提供可能な場合もあるので、病院担当者まで問い合わせること。

1) 外観

- ・撮影可能時間：平日 20:00～21:00
休日 8:00～13:00、20:00～21:00
- ・患者さん等の通行が優先であり、通行動線を確保し、撮影者が交通整理を行うこと。
- ・一般車両、バス、タクシー等の通行を妨げないように、撮影者が交通整理を行うこと。

2) 1階エントランス

- ・撮影可能時間：平日 20:00～22:00
休日 8:00～13:00、20:00～22:00
- ・患者さん等の通行が優先であり、通行動線を確保し、撮影者が交通整理を行うこと。

3) 1階・2階外来廊下（救急外来付近を除く）

- ・撮影可能時間：平日 18:00～22:00
休日 8:00～22:00
- ・患者さん等の通行が優先であり、通行動線を確保し、撮影者が交通整理を行うこと。
- ・場所によっては、緊急に処置が必要な患者さん等が通行する場合がある。その際は、なによりもその通行を優先し、その処置が終了するまでは撮影を中止すること。

4) 1階・2階外来診察室（救急外来を除く）

- ・撮影可能時間：平日 18:00～22:00
休日 8:00～22:00
- ・患者さん等の通行が優先であり、通行動線を確保し、撮影者が交通整理を行うこと。
- ・場所によっては、緊急に処置が必要な患者等が使用する場合がある。その際は、なによりもその使用を優先し、その処置が終了するまでは撮影を中止すること。

5) 2階会議室

- ・撮影可能時間：全日（ただし、会議室使用予約が入っていない時間帯のみ）

- 6) 3階手術室前廊下
 - ・撮影可能時間：休日 9：00～13：00
 - ・職員等の通行が優先であり、通行動線を確認し、撮影者が交通整理を行うこと。
 - ・緊急手術等により使用する場合がある。その際はなによりもその使用を優先し、その手術が終了するまでは撮影を中止すること。
- 7) 病棟（使用状況等により可能であれば）
 - ・撮影可能時間：全日 8：00～20：00（使用状況等による）
- 8) 7階レストラン
 - ・撮影可能時間：平日 16：00～21：00
 - 休日 8：00～10：00、16：00～21：00
- 9) 屋上・ヘリポート
 - ・撮影可能時間：全日 8：00～21：00
- 10) 地下1階職員通用口
 - ・撮影可能時間：全日 8：00～22：00
 - ・職員等の通行が優先であり、通行動線を確認し、撮影者が交通整理を行うこと。

4 撮影実施までの流れ

- 1) 撮影依頼
 - ・受付時間：平日 8：30～17：15
 - ・企画書等作品の内容および当院を使用するシーンの内容が分かる資料を準備の上、撮影希望日時・使用希望場所を下記病院担当者まで連絡すること。
- 2) 撮影日程と場所の調整
 - ・企画等の内容を病院担当者が検討し、問題がないと判断された場合、病院担当者との日程および使用場所を調整すること。
- 3) 撮影依頼書の提出
 - ・別紙「撮影許可申請書」に必要事項を記入し、撮影当日のスケジュール（提出時点のもので構いません）を添付の上、病院担当者まで提出すること。
- 4) 撮影実施の可否決定
 - ・提出された内容をもとに、病院が撮影実施の可否を決定する。
- 5) 撮影詳細の調整
 - ・撮影可能の決定がされた場合、病院担当者との細部の調整を行うこと。
 - ・スケジュール等の確定や変更があった場合、速やかに病院担当者まで提出すること。

6) 茅ヶ崎市への届出

- ・茅ヶ崎市ホームページ内の「撮影支援届出書」に必要事項を記入し、茅ヶ崎市産業振興課に提出すること。

7) 撮影の実施

- ・本遵守事項に留意の上、撮影を実施すること。

5 問い合わせ先

茅ヶ崎市立病院 病院総務課

住所 〒253-0042 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号

電話 0467-52-1111

FAX 0467-54-0770